

防災対策特別委員会会議録

平成18年11月8日

場 所 第4委員会室

平成18年11月8日（水曜日）

委員 高橋 透

委員 長友 安弘

委員 井上 紀代子

午前10時0分開会

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

会議に付した案件

○概要説明

総務部

1. 県内の自主防災組織の状況について
2. 平成18年度宮崎県自主防災組織リーダー研修会について
3. 「宮崎県防災の日」の選定について

環境森林部

1. 平成17年台風14号災害の復旧状況と平成18年の災害状況について
2. 山地治山事業について
3. 「水を貯え、災害に強い森林づくり事業」について

○協議事項

1. 今後の委員会について
2. 「パブリックコメントに対する委員会の考え方」の県議会ホームページへの掲載について
3. その他

出席委員（13人）

委員長 星原 透
副委員長 横田 照夫
委員 松井 繁夫
委員 由利 英治
委員 徳重 忠夫
委員 野辺 修光
委員 水間 篤典
委員 丸山 裕次郎
委員 前本 和男
委員 内村 仁子

説明のために出席した者

総務部

総務部長 河野 俊嗣
危機管理局長 佐藤 勝士
部参事兼総務課長 米 良 剛
危機管理室長 日高 昭二
消防保安室長 押川 利孝

環境森林部

環境森林部長 税所 篤三郎
環境森林部次長 本部 殷 國
（総括）
環境森林部次長 原田 美 弘
（技術）
環境森林課長 太田 英 夫
計画指導監 大木 正文
自然環境課長 坂元 成海
森林整備課長 金丸 隆一

事務局職員出席者

政策調査課主幹 矢野 雅博
（特別委員会担当）
議事課主査 隈元 淳二

○星原委員長 ただいまから防災対策特別委員会を開催いたします。

まず、本日の日程であります。お手元に日程案をお配りしておりますが、本日は、まず総務部から、前回の委員会で委員の皆様より御要望のありました県内の自主防災組織の状況、平成18年度宮崎県自主防災組織リーダー研修会等

について、また環境森林部から、平成17年台風14号の復旧状況及び平成18年の災害状況や山地治山事業等について説明を受けた後、委員協議を行うことといたしております。以上のように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 では、そのように決定をいたします。

それでは、総務部の入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

○星原委員長 委員会を再開いたします。

総務部においでをいただきました。それでは、早速説明をお願いいたします。

○河野総務部長 総務部でございます。お手元に配付しております資料によりまして御説明申し上げます。

目次をごらんください。きょうは3点御報告でございます。1点目は県内の自主防災組織の状況について、2点目が18年度の宮崎県自主防災組織のリーダー研修会について、3点目が「宮崎県防災の日」の選定についてであります。詳細につきましては危機管理室長に説明させていただきますので、よろしく願いをいたします。

○日高危機管理室長 それでは、私の方から3点ほど御説明いたします。

その前に、先日は県外調査に同行させていただきました非常に勉強になりました。ありがとうございました。

それでは、資料の1ページからお願いいたします。まず、県内の自主防災組織の状況についてであります。(1)の表ですけれども、最近5年間の組織率の経緯を示しております。直近

の17年4月1日現在のデータでは、宮崎県内の総世帯数47万9,000世帯に対しまして、自主防災組織に加入している世帯が29万5,000世帯となっております。組織率は61.6%であります。これは全国平均の64.5%に比べて3ポイントほど低くなっておりますけれども、本県でも徐々に上がってきております。今後とも実施主体の市町村とも連携しながら組織率の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

(2)の内容であります。主な活動状況につきましては、まずは組織体制づくりということであります。昨年の台風14号で被害を受けた地域等におきまして住民の方みずからの発意で自主防災組織ができつつあるほか、従来からあります組織におきましても内部体制の見直し等が行われて、より充実した組織にしているところであります。次いで防災訓練でありますけれども、各組織ごとに避難訓練あるいは非常時の炊き出し訓練等を行っております。また、地域内にある消火設備、危険箇所、避難経路等の防災点検、これらも実施しております。次いで防災マップの作成でありますけれども、市町村の指導のもと、消防署員、消防団員等の手助けを受けて、自分たちの町の地図にいろいろな要素を落とし込みながら作成しているものであります。具体的には、県などが作成します津波あるいは洪水に係る浸水予測図をもとに、安全な避難所、避難経路、あるいは高齢者等の要援護者の情報等を盛り込んで作成してまいります。災害時の共助を推進する上でとても重要な作業になりますので、後ほど御説明いたしますが、リーダー研修会におきましても4時間ほどの時間を割いて重点的に指導したところであります。このほか、防災資機材の整備や防災倉庫等の点検、県や市町村の職員や地域の有識者等を講師

に迎える防災講習会等を実施している組織もあります。

続きまして、県としての支援策についてありますが、自主防災組織につきましても、基本的には市町村においてその育成を含めた充実に努めることとされておりますけれども、その取り組みを支援するため、県におきましても、今年度初めてとなります自主防災組織リーダー研修会を実施いたしました。詳細につきましては後ほど御説明いたします。これについては参加者の反響がよく、今後の自主防災組織の活性化につながる事業であると考えております。また、自主防災組織の組織化、活性化を図るため、全市町村の担当者研修会を開催し、先進的な活動の事例等を紹介したり、あるいは県の職員が現地に赴いて指導助言を行ったりしているところであります。毎年実施しております県の総合防災訓練では、自主防災組織に避難所の運営訓練を行わせ、情報伝達や避難の誘導、緊急炊き出しなどを行い、防災能力の向上を図っております。また、県の職員を派遣して防災訓練の指導や自主防災組織の役割、救急法、土砂災害の講習会を行っています。さらに、市町村に対して自主防災組織の資機材購入のための補助金を交付しているほか、今年度からは県費で10名の防災士を養成し、今後は地域の中核的な防災指導者として活用することとしております。

続きまして、(3)の今後の課題ですが、1点目は、初めの組織率で御説明しましたように、全国的に見ますと宮崎県の自主防災組織率は全国に比べて若干低い数字で推移しておりますが、この自主防災組織は共助の面で大きな役割を果たしますことから、今後啓発活動等に努めながら組織率の向上を図ってまいりたいと考えております。2点目は、地域によって活

発なところとそうでないところがありますので、リーダーとなる人材を養成したり、先進的な活動事例を紹介するなどしながら、各種自主防災組織の活動の充実強化を図って、質、量ともにレベルアップを目指していきたいというふうに考えております。現在、全市町村を巡回しまして各防災担当者と意見交換を行い、自主防災組織を含めた地域防災力の向上に努めているところであります。

続きまして、3ページをお願いいたします。平成18年度宮崎県自主防災組織リーダー研修会についてありますが、この研修会は、昨年、一昨年と大きな災害に見舞われ、その教訓として地域における防災活動の指導者あるいは防災リーダーがいないという県民の声がありましたことから、自主防災組織の充実を図り、災害発生時の防災活動が迅速かつ確に実施できますよう、防災の専門的知識や技能を有する自主防災リーダーを養成することとしたものであります。実施状況につきましては、2の表のとおりであります。県内を4地区に分けて、それぞれ40名程度募集いたしました。地域的にはばらつきもあり、合計で154名の方が参加されております。参加者の内訳であります。約7割に当たる107名が現に地域の自主防災組織のリーダーとなっておられる方、そのほかが市町村や関係機関の職員、消防団員の方々というふうになっております。また、このリーダー研修会に参加された方の中から希望者を10名ほど選抜しまして、10月に延岡市で開催された防災士の養成講座に参加していただきました。防災士とは、NPO法人の日本防災士機構が認定する資格で、防災に関しまして総合的かつ専門的な知識を有すると認められる人で、地域や団体、企業等において防災活動の指導を行っているもの

です。次に、(3)の研修内容につきましてですが、次ページの4、5ページに写真をつけて内容を御紹介しております。1つが県危機管理室職員による自主防災組織に関する全体的な講義です。それから、富士常葉大学の小村先生による災害図上訓練、消防局職員による救急救助訓練、宮崎气象台職員によります災害発生に関する講義、各地の市職員による地域防災活動に関する講義、県社会福祉協議会の職員による災害ボランティア活動に関する講義といったところを2日間の日程で行っています。

前の3ページに戻っていただきたいと思えます。(4)の今後の予定でありますけれども、このリーダー研修会につきましては、できれば3年間継続させていただいて、県内で合計500名程度の地域防災リーダーを養成していきたいというふうに考えております。来年度は今年度の実施状況を踏まえまして、会場や人数、内容等を検討していきながら行っていきますが、時期につきましては、遅くとも本格的な台風シーズンの前までには終了したいというふうに考えております。また、防災士の養成につきましてもですが、3年間継続させていただきまして、県内で合計30名程度の防災士を養成していきたいというふうに考えております。そして、今後はこれら30名の防災士、その他県内で防災士の資格を得ておられる方、これらを一緒にしまして、仮称ですけれども、防災士ネットワークをつくっていききたいと、そして県内の自主防災組織への指導、これらに活躍をしていただくというようなことを考えております。

続きまして、7ページの方をお願いいたします。「宮崎県防災の日」の選定につきましてですが、「県防災の日」につきましては、宮崎県防災対策推進条例の第11条におきま

て、県民、事業者、自主防災組織等の防災に関する理解を深めるとともに、防災活動の一層の充実を図るため、「宮崎県防災の日」を設けると規定されております。そこで、現時点で考えております案につきまして御説明いたします。

まず、第1案ですが、5月の第4日曜日であります。日付でいいますと5月22日から28日ごろになるかと思いますが、この日を候補といたしました理由としまして、本県の平年の梅雨入りが5月29日であります。その直前に設定することで、自然災害が発生しやすいシーズンを前に行政や関係機関を含めましてすべての県民が防災についてチェックを行い、今後の災害に備えるという観点からふさわしい日であると考えたものであります。

次に、案の2ですが、9月6日であります。この日は、御存じのとおり、昨年台風14号で未曾有の被害が発生した日であります。県防災対策推進条例制定の契機となった災害であり、特に風水害に備えるという観点からはふさわしい日であると考えております。

最後の案の3ですけれども、10月31日であります。この日は、本県史上最も大きな被害をもたらした外所地震が発生した日であります。特に大淀川以南の海岸部において液状化と思われる陥没や津波による被害が大きく、全体では200名近くが亡くなったと言われております。県運動公園近くの島山地区では50年ごとに供養碑を建立し、地震の怖さを後世に伝えております。長いサイクルで発生し、予知できない地震に備えるという観点からふさわしい日であると考えております。

以上が現時点の案であります。今後検討を重ねながら、ことし中をめどに決定をしていきたいというふうに考えております。

なお、参考のところに書いておりますけれども、国では関東大震災が発生しました9月1日を「防災の日」、阪神・淡路大震災が発生しました1月17日を「防災とボランティアの日」と定めまして、防災訓練の実施や防災意識の啓発事業等を実施しております。また、県レベルでは、愛知県、岐阜県、三重県がそれぞれ「防災の日」を決めております。3県とも地震に備えるということを主眼に、家庭、地域、事業所等の点検への取り組みを進める日としているようでありまして。私の説明は以上であります。

○星原委員長 総務部の概要説明が終わりました。それぞれ委員の皆さんからの御意見、質疑等がありましたらよろしくお願ひします。

○長友委員 自主防災組織の状況でありますけれども、そんなに大した全国との差異はないわけですが、むしろ地方の県で地方のつながりは強いので防災組織の比率も高いかなと思っただけですけれども、ちょっと低いというので懸念しております。我々もまた現場に入ってみると県営住宅等でもなかなかこういう組織はできてないというか、自治的な組織もできてないという状況もあるようです。このパーセンテージが低くなっているのはやっぱり都市部だと思ひますけれども、概略どこらあたりが低いのか、市町村でわかれば教えていただきたいと思ひます。

○日高危機管理室長 防災組織の組織率の関係ですけれども、今、委員から言われたように都市部がやはり低いですね。17年4月1日現在の調査しか出ておりませんが、宮崎市が41.1%、延岡市が13.5%、日向市が45.9%、西都市が5.1%ということでやはり都市部の方です。

○長友委員 先ほど県営住宅の話をししましたけ

れども、県営住宅の場合には棟長というか、管理者というか、その棟ごとの管理者等はいるわけですが、ただ、よほどのことがない限り、年に1回なりみんなが集まるとか、またそういう集会所も団地であるのかどうか分かりませんが、なかなかそういう機会がないわけですが、プライバシーの問題もあるから、密集した団地とかあるいはまたマンションなんかもそうでしょうけれども、なかなか隣人同士のつながりというのができないわけですが。中にはひとり暮らしの人もおるんだけど、全く状況がつかめないというか、元気なのか、生きているのか、そういうところもあるということで、災害となってきたならばやはり把握をしておく必要が出てくると思ひますので、例えば県営住宅等であれば、入居の一つの条件の中に、何らかの自主防災組織みたいなものに参加すると。このような方向性というのは、パブリックコメント等もとって諮って何かつくれたらいいんじゃないかという気がするわけですが。一つはプライベートというのを守らなくちゃいけないんですけれども、こうやって全体的に防災のこと等をやるということになればそういう組織づくりをしていかなくちゃいかんかなと。

もう一つ、問題として、自治会組織というのがずっとつくられていくわけですが、自治会費というものの徴収があるわけですが、これがまちまちです。300円のところ、500円のところ、田舎に行くほど高いところがあって1,000円ぐらいのところとか、大体1,000円とかいうのが、月ですけれども、基準でしょうけれども、余りいろいろな行事等を持たなければそれだけの出費というのは要らないんでありましようけれども、それが伴うためになかなか組織づくりができない。自主防災組織と自治会組織とは別なんですけれ

ども、しかし、自主防災組織をつくろうとすれば、自治会組織みたいなものというか、母体があると意外とつくりやすいわけです。そこ辺を今後どうやっていくかということをして市町村とも研究をし合っていたきたいと。どんな形でつくり上げていくか。自主防災組織に関しては金を集めるということはなくともいいと思うんですけれども、自治会組織との絡みがありますからどういうふうにするか、そこ辺の研究はお願いしたいと思います。何か考えがあればお聞きしたいと思います。

○日高危機管理室長 先ほどもお話ししましたように、現在、全市町村回りにまして、やはり地域によっても格差がある。それと災害を経験したところとしないところとの差がまたある。今、委員が言われるように、自治会イコールというわけではありませんけれども、自主防とのつながりは大きいわけで、自治会の最初のそこに加入をされていないというのは、私も地区に住んでおいて自分の地元でも痛感しております。入っておられない方がおる。自治会費を納めておられない方もおるといことです。そここのところは今後市町村の方とも問題点を上げて検討していきたいというふうに思っております。

○長友委員 したがって、最終的にはやっぱり啓発活動ということになるかと思うんです。県民に何らかの機会を通してながら啓発活動しながら、せめて自主防災組織みたいなものを立ち上げて、そこに加入してもらおうというような啓発を行っていただきたいなというふうに思います。これは要望でお願いしておきます。

○高橋委員 関連でお尋ねしますが、自主防災組織は定義というのがあるのか、いま一度お聞きしたいんです。というのが、一覧表をもらいましたから、おおむねわかるんですけれど

も、今改めて聞きまして、西都の5.1%はびっくりするんです。宮崎で41.1%ですか。おかしいなと思うんです。定義をいま一度あればお聞きしたいと思います。

○日高危機管理室長 自主防災組織の定義というのは、これが定義だというのは私も理解はしておりません。しかし、災害対策基本法に市町村の責務というところでこういう地区の住民の自発的な防災組織ということが出てきております。それと今言われた5.1%とか、延岡も低いわけですけれども、低い理由というのが、自治会があって、その中で防災も取り入れてやっておるといことであれば自主防があるという件数といえますか、そうすると、いや、ちゃんとした自主防の規約等があって、それで体制とかそういうのも決めてあるといことところまでないと自主防の組織とはしないんだといことところもあるようですので、パーセントの低いところはそこ辺の差もあるかと思ひます。

○高橋委員 わかりました。これ、率は上がりますよね。行政が指南をすれば、規約とか体制とか、そういうのはすぐできると思うんです。西都の5.1というのはすぐ50%とか、ここは自治会はほとんどあると思うんです。それが一つですけれども、ぜひその辺は何とかできると思うので、要は組織率よりも実態だと思ひます。それを一度お尋ねしたときに、2割ぐらいといことふうにお答えされたことがあるんですけれども、そこら辺わかっているれば教えてくださいませんか。実際に機能している自主防災組織。

○日高危機管理室長 過去に実態は、中身はどのくらいかと言われたとき、2割ぐらいといことのがあったかと思ひますが、16年度に自主防災組織の活動回数の調査が行われたところ、防災訓練を実施した延べ回数ですけれども、これが

1 組織 1 回はないですね。0.3ですから、3つの組織のうちに1つがしたというような調査結果が出ております。防災知識の啓発なんかは2組織に1ということで0.5は行われておるといような状況が出ております。言われたように組織によっては相当な格差というのがあるんだろうと思います。中身の充実を今後図っていくということが急務だろうというふうに思います。

○高橋委員 延岡に一度この特別委員会で行ったときに、担当者がかなり悲観されていたんです。13.5%だから、うちは組織率が低くて申しわけないということをおっしゃっていましたが、延岡はほぼ機能している組織なはずです。だから担当者の方はそんな悲観されなくてもいいんですよと私は申し上げたんですけれども、要は、組織率を上げることももちろん大事なことでしょけれども、それと同時に、おっしゃったように、実際に1組織につき0.3回ぐらしか防災訓練とかしてないというのが実態でしょうから、そこはしっかりチェックして、これからいろんな防災リーダーとかそういうのも育成されることになっていきますから、ぜひそこに力を入れていただきたいということを要望しておきます。

○丸山委員 今後の予定ということで3年間この研修会をつくってリーダーをまずつくっていいことなんですが、約500名ということですが、116万人を500で割ると2,000人ちょっとに1人という形になってしまうんですけれども、どういう思いでこの500が出てきたのか。私が簡単に思うのは、消防団の本部役員というのが各市町村ごとにいるんですけれども、その方々になっていただければもっと多くの数になるのかどうなのかと思いながら、500の数が適正な数というふうに思っているのか、私はもう

ちょっと多くてもいいという気持ちも、やり方によってはすごく多くなるんじゃないかというふうに思っているんですが、500のこういう目標を立ち上げたのはどういうきっかけだったのかをお伺いしたいんですが。

○日高危機管理室長 今言われたように、結論から言いますと、世帯数が幾らあるから100世帯に1人というようなことで500名という数字ではありません。といいますのが、このリーダー研修会というのを県が消防庁の方から、外郭団体含めてですけれども、そういう研修会を実際県が受けたときに40名ぐらいで受けております。去年ですかね。1回の研修会で40名ぐらいが、訓練、講義するのにいい数字というか、それを県内であれば4地区に分けてすれば160名、これを3年間すれば500名近くなるかというふうに出た数字のようです。今言われたようにその目標でいいのかという問題がありますから、そうすると、私もことしの8月の研修会を見ておりましたら、4地区に分けても、その地域で多く応募があつて断ったところもあるわけです。そうかと思うと全く関心がなくて見えないと。これは市町村に全部働きかけてしたんですけれども、そういう状況です。今後は、3年間やらせていただいて、終わりましたら、参加できなかった理由があるかもしれません。少ないところ、リーダーとしての研修を受けていないところの自治体、市町村に行きまして、そこだけでやる必要があるというふうに思っております。

○丸山委員 ぜひ地域格差が出ないように、また確かに災害があつて初めてそういう意識も起きるのかもしれませんが、そういった組織をつくっていくというのが防災だけに関してだけじゃなくて、ある程度ほかのいろんな形をつくって、防災だけといたらかなり抵抗ある

人がいらっしやいますので、それ以外のまちづくりのためとかいろんな含めてしていくと、結構ボランティア精神の方がいっぱいいらっしやると思いますので、その辺はお願いをしたいと思っています。

あともう1点ですが、「防災の日」の選定についてなんです、3つ、すべてふさわしい日というふうに書いてあるんですが、今年度中といますか、一応決めていきたいということはお伺いしたんですが、具体的に絞り込みをどういうスケジュールで、またどういう選定基準でやろうというふうに考えているのか、お伺いしたいと思うんですが。

○日高危機管理室長 現在、「防災の日」の選定についてはここで御説明した3通りを考慮しておるんですけども、その中身についてはまだ検討しておりますけれども、せっかく「防災の日」を設定するということになりましたので、「防災の日」だけで県民に啓発、そういうのできるわけじゃないでしょうから、その日を決めたら、それから1カ月ぐらいの間を防災の点検とか訓練とかいろんなことをしていただいて、最後にこの日、「防災の日」ということで意識づけをしていけたら、「防災の日」というのが浸透していくのかなというふうに考えております。

○丸山委員 何年か前から防災訓練を9月だったのを早目にやられたという経緯があるものですから、そっちの方のシフトが大きいのかなというふうに思っているのか、防災訓練とは全く切り離して、そういうふうに進みそうに思っているんでしょうか。どっちなんですか。

○佐藤危機管理局長 「防災の日」にどういう事業、行事を仕組んでどういう形で盛り上げていくのかということは今後検討させていただき

たいと。現在も検討しておるわけですがけれども、そこ辺を含めましてどの日がいいのか、どの案がいいのかということで、当面こういう3つの案をベースに検討しておるということで、いろいろ幅広く御意見をお伺いして、議会の方で発議していただいた条例でございますので、きょう初めて議会の方にこういうことで検討しておりますよということを御紹介し、また議会の方からも御意見等もいただきながら、一番ふさわしい日、これがいいという、後の事業を仕組んだり、県民全体が盛り上げて、「防災の日」が実質が伴うようなそういう日にするにはどの日がいいか、そこ辺のそれぞれの意見あるいは今後の事業の仕掛け、そこ辺を含めまして決めていきたいというふうに考えているところでございます。

○前本委員 防災組織、この研修、いろいろされるんですけども、自主防災組織というのがいわゆる公助、互助、自助といいますか、その部分からしますと互助になるのか、あるいは自助になるのかということがちょっとわかりにくいんですけど、公助ということは消防組織がありますね。互助という形で地域防災組織というのをつくるという考え方ですね。その中に地域リーダーをつくるということで、自助というのは、防災は自分で守れというような意識の向上を図るということだと思っておりますけれども、ただ、私は災害時をずっと見てきたんですけども、いざとなったときは自分の身を守るということであって、地域に公園とか空き地に自主防災組織倉庫がありまして、ちゃんとした組織図も公民館にはあります。だれがリーダーですよと組織図もきちんとできて、今回の宮崎市の台風14号災害のときもいわゆる形だけはできていたんです。ところが、機能がゼロだったんで

す。ほとんど動いてない。動けないという状況でありました。

この自主防災隊が有名無実の存在であるということで、これを何とか活用しようということで宮崎市において、既に御承知でしょうけれども、宮崎文化ホールにおいて自主防災組織の総合訓練がありました。「あおぞら」ですか、ヘリも飛んできました。消防局長さん初め全部、自衛消防団からあるいは地域消防団、消防専門の公務員の人が出たんです。流れを見ていたんですけれども、自治消防隊ですから、消防局長、市長のあいさつもありません。自分たちでやりなさいということですから。これはおもしろいなと思いました。普通ですと消防局長とか市長があいさつして、きょうはこんな日であろうという目的で皆さん頼みますねという話をするんですけれども、ないんですね。これは当たり前だ、自分たちでやる防災組織ですから自分たちで考えなさいと。各班に自治会を通しまして動員命令をかけた上で、何名来てくださいますかという話です。来たんですけれども、実際問題、シナリオも何もないんですから何をやっていいのかなということだったので、これが自主防災組織の基本的なスタートかなと思いました。デモンストレーションはあるわけです。消火訓練とか消火機材とか、あるいは携帯食から全部、避難食の展示がありました。

そこで考えたんですけれども、これはやっぱり何らかの形にしないと、自主防災リーダーを育成されて、また地域におかれて訓練して、あるいは啓発して、そして災害意識の向上を図って、いざというときには機能を果たすという組織連係プレーができるには、やっぱりどこかに強力なリーダーシップがある人がぼんと言わないといけないということで、伝達する方法は風

水害のときは携帯も通じない、広報車も通じない、ありとあらゆる広報伝達方式が機能しないような風と雨と、地震もそうかもしれませんけれども、そこに強力なリーダーがぼんとやるのはどうしたらいいかなと思いました。とっさに逃げなさいと、ここは危ないよと、こっち行ったら危ないとか、逃げる避難経路の問題、それから災害の規模だとか、人命救助に対する避難体制はどうなっているのか、医療班に対してはどうか、救命ボートはどうなっているかということがぱっとわかるような組織体制の中でここに行きなさいよという、個々にわたっての伝達がぱっといかんと、それで最近では事前の避難命令が出ましたね。あれは大変いいんでしょうけれども、あのあたりの時点で、自主防災隊というのは災害が起きてしまってからじゃ機能しないものですから、事前の、災害の発生前の、いわゆる危機管理室で災害対策本部を設置したときに既に自主防災隊に対します指示命令を早目に出すという、何かそのあたりのところを…。ただ訓練をした、設備を整えた、組織をつくった、こうしてやりなさいよという、マニュアル方式にはいかないという点を何とか考えていただかないと機能しないと思っています。

私の地域ではそれを自主的につくろうとして、今後できますが、これは恐らく日本で初めてかもしれませんけれども、相当強力な自主防災体制をつくるような話を聞いていますが、宮崎が浸水災害で激甚災害指定も受けましたし、モデルになるような自主防災組織をつくって、機能して、全国に誇れるような自主防災組織をつくらにやいかんと災害に遭った人たちは意気込んでいますけれども、そういう意味で大いに行政として、今、申し上げましたけれども、機能のあり方についてもうちよっと基本的なこと

で何かあれば教えてもらえませんか。宮崎市の例も見て、動かなかった。機能しなかった。今後災害が来たときにはこれをどのように解決するか。リーダーの育成とかそういう問題も当然大事ですけど、実際その場に当たって本当に自主防災隊が活用したと、生きて動いたというようなことを基本的に考えることをぜひ御認識を深めてもらいたい。何かありましたらコメントが欲しいんですけど。

○佐藤危機管理局長 まさに委員がおっしゃられたような形で、これは自主防災組織ですので地域の共助といいますか、何かあったときに役所あるいはそこから指示が出て動くということではなくて、災害が起こりそうなきあるいは起こったとき、それぞれの地域で自主的に避難をしたり、あるいは被害に遭われた方を救助したり、地域で助け合うというのが自主防災組織だろうと我々考えております。自主防災組織、基本的には先ほどからいろいろ御意見いただいておりますけれども、まず組織率の向上、そしてそれぞれの組織はそれぞれの単なる組織だけではなくて自主的に活動ができるように常日ごろから訓練をしておかなくてはならない、それが実質的な自主防災組織だろうと思いません。

委員、宮崎の例ということでありましたけれども、宮崎県内、市内でも、先ほど例で申し上げましたが、外所地震の起こった島山地区、ここあたりの自主防災組織は非常に先進的な自主防災組織活動をやっておられまして、地域に要援護者の方が何人おられて、被害が起こったとき避難できない人が何人おられて、その人たちをもし起こったときにだれが助けるのかということまですべて割り振りをされて、なおかつその避難訓練まで毎年実施しておられるというふ

うに、宮崎市でも非常に先進的な取り組みを行っている自主防災組織もございます。そういう自主防災組織の取り組みを我々としては市町村と一緒に紹介をして、そういう先進的な、名前だけではなくて実際の実のある自主防災組織に育て上げて、活動できるような状況に持っていき、そういう取り組みをしていく必要があるだろうと、我々はそういうふうに認識しておるところでございます。

○前本委員 自主防災組織の設置といいますか、組織づくりの主体性は市町村ということでございますけど、しかし、市町村が最近地域自治組織というのを分けまして、そこに自主防災の避難命令とか避難指示に対しますものを委託をしようという話になっていまして、水門管理もそこが判断しなさいと、地域の人と相談してということになっていまして、地域社会の中に防災組織の主体性がどんどん移っているんですけど、どうしましてもその地域、そのあたりのところでは上を向いて話すんですね。例えば宮崎市は何をしてくれますかと、何の応援があるんですかとか、県は何してくれるんですかとかという話が組織づくりの中でよく出てくるんです。そこは、行政の中の一番上は消防庁かもしれませんが、どうしても県の役割というのが、私ども県会議員としまして、市町村にどんなような育成をしていく、指示を与えていくのかと、自主防災隊をつくるために市町村にこれだけはやりなさいよと、組織率だけの問題じゃなくて、機能の問題が先ほどお話しましたけれども、訓練回数は大体このくらいはやらないといかんよとか、そういうような指示は県がするんでしょうか。県と市町村の関係をもしわかれば教えてもらえませんか。

○佐藤危機管理局長 基本的には、住民の生命

財産を守るといのは、災害対策基本法に示されておりますように市町村の責務でございます、県はそれをサポートするというような役割を持つものというふうに認識しております。市町村が地域の実態を十分踏まえられて、まだ組織化されてないところは組織化をする必要があるでしょうし、組織化が進んでおって活動状況が十分でないところはそこの活動の充実という形で市町村として取り組んでいくことになるでしょうし、そのレベルをどの程度に持っていかは、それぞれの市町村なり地域の実態に応じてそれを一歩でも二歩でも引き上げていくような取り組みをしていただくことになるのかなと。県としましては、当然防災力の向上ということで全市町村にすべての取り組みをやってほしいんですけれども、それをどこまでやりなさいというふうなことを指示するというような状況ではないのかなと。それぞれ市町村と十分連携をとりながら、そこの市町村の実態に応じて市町村の判断等を尊重しながら、我々も側面的なサポートをしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○野辺委員 自主防災組織の中の県としての支援策で市町村に対する補助金の交付というのがあるんですが、これはどういう考えでどのような内容になっているんでしょうか。

○日高危機管理室長 市町村の自主防への補助金ではありますが、これは消防防災力の強化という事業の中で自主防の防災資機材、バケツとか消火器とか担架とかそういう自主防で活用できる資機材、これに対する補助金としてやっております。

○野辺委員 そうであるとすれば、総務部長が見えていますけど、今度の第2期の財政改革推進計画の中でいろんな補助金等もカットせざる

を得ないようなことも出てくると思うんですが、こういう事防災に関する補助金とかいうのについては従前どおりということになるんでしょうか。

○河野総務部長 新たな財政改革は大変厳しい状況の中で聖域を設けずに徹底的な見直しをする、ゼロベースということですが、ただ、自主防災組織の育成というものが全体的な防災対策というものの中で占める重要性というものは担当部局としても認識しているところでありますので、当然優先順位の高い形で整理されて予算要求されてくるものと考えております。

○野辺委員 そうすると、各市町村で自主防災組織がどんどん結成されてきたということになると、これは当然増額もやむを得ないという考え方に立っているんでしょうかね。

○河野総務部長 予算の枠なり制約というものがあわけですが、できる限りの支援をしていきたいと考えております。

○野辺委員 ぜひ事防災に関する問題でありますので、配慮を願いたいと思っております。

○松井委員 この報告とは違いますけれども、参考でお伺いしたいのは、いわゆる突風、これが従来の我々の防災の範疇を超えた事象で、延岡で起こりまして、きょうの新聞ではまた北海道ですね。国内では最大級というのは、延岡の場合でもそういうふうに報道された。今度は比較しまして北海道でも国内最大級と。これは我々の今当面する防災とはちょっと異なるスケールの問題ですから、今後の連鎖反動的に延岡から続けて北海道になったと、これは人ごとじゃないと思いますから、こういうことも大きなお互いの課題ですから、そこでちなみにお伺いしたいのは、アメリカでハリケーンがありますわ

ね。これは大規模のいわゆる災害ですね。アメリカがかなり社会的には進んでおりますが、そのアメリカがハリケーン、突風に対してどのような対応をしておるかというのも参考にして今後の課題として研究していただく必要があるんじゃないかと。こういうことは予期しないけれども、アメリカに、例えば先進国に準じて日本の、台風予防じゃないけれども、ハリケーンというものに対するそういうふうな予防的な国家体制というものもこれから必要ではなかろうかということを考えますから、この辺を今後の課題として研究していただきたいということです。

それから、今までの受動的で起きたことによって動くという、我々の委員会は過去の例に倣って能動的に動くという、こういうふうな体制じゃなきゃいけないわけです。宮崎県で予想されるのは、今後、しばしば警告されておりますが、日向灘の地震ですね。津波という、これも過去から大変な災害が起こっておりますが、こういうことはあらかじめ予知できるけれども、実感としては県民の意識は薄いと思います。もしそういうふうになった場合に県北から県南の河川、まず津波は河川から来ますから、それから港湾、防潮堤とかこういうふうなものについて現状をつまびらかに検討して、先ほどのお話のように実際の責任は当該市町村にありますから、こういうものをひとつ皆さんの方で懲慥して、これは必ず油断ならん問題と、こういうことをひとつ十二分に御配慮願いたいと、要望にとどめておきます。

○井上委員 けさ、もしかしたら同じラジオを聞かれたかもしれないんですけども、先ほど出ました北海道の竜巻の問題をラジオですずっとやっています、そのときに、スーパーコン

ピューターによるとどこで竜巻が発生するということは大体予測がつくというふうに言われていますが、まだ実用化の段階ではないということをおっしゃられました。結果としては、自分の身は自分で守ってくださいという最終的なことを言われたわけですが、風水害についてはある程度みんなそれなりの歴史みたいなのがあって、よくわかっているところもあるんですけども、竜巻については全く、自分の身を守れと言われて、どんなふうにしたらいいのかというのはちょっとわからないと思うんです。いわゆる仕組みも含めてそうですけれども、アメリカみたいな広いところですよと竜巻が通ると日本のように狭いところを竜巻が通るとでは、今回は非常な被害が出ましたけれども、何をどんなふう自分で身を守れと言われるのかというのはちょっとわかりづらいんです。防災条例の中で私たちも竜巻は余り意識しながら議論してはいなかったわけですが、今後竜巻の問題についてある程度、この前の延岡のデータも含めてそうですけれども、全体的に国に対してそのことについて我が県からもアプローチをするということとかは含めて考えていらっしゃるのかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

○日高危機管理室長 今おっしゃられたように風水害については少し時間的余裕があるかと思いますが、地震とか竜巻なんかはいつ来るかわからないということで、県としましても、延岡の竜巻被害の調査を行って、その調査の関係は、竜巻の被害に遭われたときにけがをされた人、竜巻は通ったけれども、けがはされなかった人、この人たちは何か違うんだろうと、場所が違うとか、どこかに避難したとか、そういうことがあるんじゃないかというふうに思いま

す。そういう調査をするとともに、先ほどから話がありますように、竜巻についての対策とかいうのは現在はそう国の方でもないということです。国の方に対しては竜巻の研究を科学的に解明してもらうことをあわせてお願いをしようということで、今週金曜日に知事が上京しまして、気象庁長官に要望を行うことにしております。これは北海道があったからじゃなくて先週からずっと検討してきて、お願いをして、そういう研究をした結果、事前の対策とか、竜巻が来るといふときの対策とか、そういうのがあれば情報提供していただくということを考えて、知事の方から国に要望をするということにしております。

○井上委員 報道では常に突風という言い方をしているわけです。私たちの意識としては突風と竜巻はどんなふうにメカニズム的に違うのかというのはよくわかってないところももちろんあるわけですが、できるだけ実用化を早く図ってほしいのと、宮崎の气象台が今回延岡で起こったときの気象状況の分析はどうしているのかとか、各機関とうちの危機管理室との関係、そういうことについても少し密な気象情報のやりとりみたいなのをぜひお願いしておきたいなと。知事がそんなふうに国に要望に行っていたらということであれば、なおさらそういう意味での危機管理といいますか、そして広く県民に情報開示できるもの、メカニズムに対する広報できるものについては広報をお願いしたいなというふうに思います。どんなふうに逃げるのかというのがよくわかってないんです。そういう意味では、自主防災組織があってもこれはなかなか避け切れないというふうなこともありますので、できるだけわかるものについては広報していただけるようお願いをしたいという

ふうに要望しておきたいと思います。

○由利委員 自主防災組織のことで、皆さんたちわかっていらっしゃることでしょうけれども、防災士といいましょうか、地域のリーダーを養成するといっても、地域で自主防災ということで動き出すためにはどうしても地区の区会とか公民館とかそういった組織の方たちが中心にならざるを得ないんです。しかし、この方たちは、地域によって違いますけれども、例えば1年で交代するとか、2年で交代するとか、あるいは長いところは10年もやっている方もいらっしゃいます。そういったことで入れかわりがありますから、リーダーの方を養成するが、自治会の中での位置づけがどうなってくるのかとか、区長さんが防災士になったとして、リーダーになったとして、かわればどうなるのかというようにいろんな問題があります。そういう観点で考えると、継続してそういったことに対応できるのはやっぱり地域の消防団なんですね。

うちの地区なんかでも消防団と一緒に避難訓練やりましょうだったけれども、消防団と消防局との連携がうまくいかずに日にちがずれたものですから延期になっているということもあるんですけれども、消防団を中心に、そして地域の自治会とか公民館活動、そういったものとうまくジョイントさせてやっていく。そうしますと、実は自主防災組織の一つ一つは結構区会でもやっているんです。例えば地域で公民館ごとに文化祭なんかやるんですけれども、うちの女房なんかも出ていきますが、実は炊き出しやるんです。お昼に年寄りの方たちのためにということをつくって、豚汁と握りをつくったりとか、あるいはテントを張るということになりますと、運動会なんかのときは区会の役員の

皆さん出て行ってテントを張っているんです。それからまた例えば独居老人、ひとり暮らしのお年寄りたちは区会で全部把握してしまして、その地域に住んでいる部長さんたちが、各班長さんたちがそこを把握しているという、そういうのを持っています。そういうのを全部一つにあわせて、いわゆるそういった情報を集めておけばそんなに難しいことじゃないんです。ただ、災害が起きたときに組織的にそれがどうできるかというところに問題があるんであって、そのためには地域の消防団とそういった区会活動をうまくジョイントさせてやっていくという指導を市町村が中心になって、わかっているはずなんです、やっていくと。訓練なんかは地域だけでやろうと思ってもだめです。消防局が消防車の1台でも持ってきて、あるいははしご車の1台でも持ってきてやらないと、なかなか人は集まってくれないということがあります。ただ、常備消防も火事とかいろんなときにいつも出ていかなくちゃいけない、その用意をしていますから、そういった訓練だけに時間を費やすということとはできない。それだけに時間を費やすということとはできないでしょうから、その辺のところをどう工夫していくか。今までやってきたそれぞれ区会活動あるいは消防団活動、そういったものがやってきた延長線上だと思うんです。そこをどういうふうに上手に組み合わせていくかということが大事なのかなと。これはやっぱり市町村の仕事だと思いますから、その辺の指導なのかなというふうに私は思うんです。それは私の意見です。

これから1点具体的に聞きます。例えば私の地域に市営住宅があるんです。市営住宅の区長さんが一生懸命で、何か災害が起きたときに市営住宅の皆さんを避難させなくちゃいけない。

ちょうど隣に県の施設があるんです。大きな空き地もあります。そこを避難場所として位置づけて、そちらの方にみんなで移動しましょうというようなことを団地の中で話し合いをした。しかしながら、県有施設と市営住宅の間には垣根とさくがあるんです。さくを取っ払えとは言わないけれども、出入りできるように、ふだんはかぎをつけてもらっていいんだけど、そういうことをやってくれないかということで市の方に相談をしたら、市の方としては県の方のあるところに相談した。施設の関係のところです。そうしますと、わずかだけだけれども、予算が必要になってくるわけです。どっちがお金を出すのか。市営住宅の皆さんの方たちの避難場所なんだから、県のさくでもそれぐらいのことは対応しますから、例えば市がお金出しなさいという話に当然なる。いや、それは県有施設の中にあるさくだから県の方でちょっとやってくださいよという話になる。つまり予算の問題、さっき野辺委員からも出ましたけれども、資機材に対する補助金という話ですけども、そういった避難場所を公で指定するのではなくて、あそこが一番近いし、広いから行きましょうといったときに、それを整備するための若干の予算についてどっちが持つんだと、こういう話が出てくるということになったときに、それは臨機応変にそのときそのときの担当者がやっていけばいいことですけども、多分防災のための予算というのは別枠で各課が持っているはずはないと思うんです。何かでそういう形でそういった改修費に充てるとかいうことになると、意外と担当者というのはそういうことで対応したことがないから、それに金を使っていいんだらうとか、市にやらせばいいじゃないとか、そういうことになってくると思うの

で、特に先ほど部長が言っていたように防災については優先順位を上位の方にランクしますということですから、そういったこともあるということですのでその辺はフレキシブルというか、柔軟に対応できるような考え方というのが必要ではないかというふうに思うんです。防災という観点での若干の資金の使い方です。どうでしょうか。

○河野総務部長 具体的な例を含めて御指摘いただきました。そういう例で現場の方で柔軟に対応してもらえばいいと思うんですが、やはり予算を査定する側も今そういうような意識をもって機械的にやらないように、よく中身を吟味してまた各部の相談に乗るよということと考えていきたいと思えます。防災対策につきましては、先日発表しました重点施策という中で安全・安心というテーマで優先順位が高いものということで全庁的に位置づけておりますので、各部局でそういうふうな判断をして要求してもらおうと思っておりますので、査定の側も今御指摘のあった内容もよく吟味しながら検討していきたいと思っております。

○星原委員長 委員の皆さん方をお願いであります。今、組織の状況とリーダー研修会、これについてはいろいろ意見が出たんですが、最後の方で「防災の日」の選定についてということで3つの案が執行部の方から示されたわけなんですが、我々委員会、委員の皆さん方のこの案に対して何かあればお聞きしたいというふうに思うんですが、どなたかありますか。示された案について何かありませんか。

○丸山委員 私、個人的には、防災の訓練を5月に早目にやってもらっていますので、案1の方が、起きる前に毎年チェックするという形がいいのではないかなと思っております。防災訓

練を見たときに、しかしながら、大体地震を想定しての防災訓練が多いような気がするものですから、そのときに風水害もあるんだよというのももうちょっと落とし込みをやっていただくのであれば、「防災の日」をできれば案1で個人的にはお願いをしたいというふうに思っております。ほかの日も確かにふさわしい日だというふうに思っておりますが、今回の防災条例の中に風水害を特に入れたのは、宮崎県はやはり風水害が多いというイメージも含めておりますので、できますれば私は案1でお願いしたいと思っております。

○前本委員 私は第2案をお願いしたいと。防災に関しまして、宮崎県防災対策推進条例という条例制定も関係がありますが、国の「防災の日」が9月1日でありますから、それから1週間、1カ月というお話は危機管理室長さんおっしゃいましたけれども、学校関係を含めまして地域防災、いろんな組織を挙げて徹底した、この日を1週間なら1週間、9月1日から6日までの1週間とか、国との連携の上で「宮崎県防災の日」を推進するのがよりベターではなかろうかと思っておりますので、私は第2案をお勧めしたいと思っております。

○高橋委員 前本委員に感謝します。9月6日は私の誕生日なんです。ただ私は、やっぱり第1案の、ここにありますように今後の災害に備えるという観点を重視して、心の準備、第1案でいいと思えます。

○内村委員 私も第1案の方が……。第2案の9月6日としても、ただ日にちを定めただけでは訓練とかそういうのをしていけないと、この日が何曜日になるかでもまた変わってくると思えます。それよりも梅雨どきに入る前の5月、早い時期の日曜日になりますと防災訓練とかが

いろんなところでできると思いますので、日にちで決めるよりも曜日、第何曜日とした方が皆さんの意識づけにもいいんじゃないかと思います。学校に入りまして、小学校1年生で風水害で川に流された私どもの近辺の事例もありますので、そういう意識からしましても早い時期にしてもらった方がいいんじゃないかと思いますので、私は第1案の方をお願いしたいと思います。

○水間委員 第1案、第2案考えますと、第1案というのは、行政で4月にいろいろ異動があって、雨の多い時期、割と台風も今早く来でしたです。9月も台風の時期、9月6日とか大雨の降った日、10月31日、ここらあたりが何をするにしても一番適当な時期じゃないのかなと。天候もいいし、そう思うと、今までの経緯も考えますと第3案の10月31日、そのように私は思っています。いろいろあるでしょうけれども。

○日高危機管理室長 今、貴重な御意見を伺いましたので、「防災の日」についてはそれぞれ検討していきたいというふうに思います。

○星原委員長 ほかにありませんね。

それでは、質疑等もないようでありますので、以上で総務部の概要説明を終わります。ありがとうございました。総務部の皆さんは退席をいただいて結構でございます。

暫時休憩いたします。

午前11時11分休憩

午前11時15分再開

○星原委員長 委員会を再開いたします。

環境森林部においでをいただきました。環境森林部の概要説明に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。私は当委員会の委員長に選

任をされました星原でございます。御案内のとおり、私ども13名が当特別委員会の委員として選任をされ、現在、防災対策に関する所要の調査活動を実施しているところであります。環境森林部の皆様方には今後とも御協力をよろしくお願いをいたします。

なお、当委員会の委員につきましては、事前に配付しております委員名簿のとおりですので、紹介は省略をさせていただきたいと思えます。また、環境森林部の皆様につきましても、本日御出席の幹部職員名簿をいただいておりますので、紹介は省略をしていただいて結構であります。

それでは、環境森林部長よりごあいさつ及び説明をお願いいたします。

○税所環境森林部長 環境森林部の税所でございます。防災対策特別委員会の委員の皆様方にはかねてから大変お世話になっております。本日はまたどうぞよろしくお願いをいたします。

お手元に配付しております防災対策特別委員会資料の表紙をごらんいただきたいと思います。本日私どもの方から説明いたしますのは、1つが平成17年台風14号災害の復旧状況と平成18年の災害状況についてでございます。2つ目が山地治山事業、3つ目が「水を貯え、災害に強い森林づくり事業」について御説明させていただきます。

それでは、資料の1ページをお開き願います。1の平成17年台風14号災害の復旧状況と平成18年の災害状況についてでございます。林地の崩壊など山地災害につきましては、1)の山地災害の表の計欄にありますように、災害関連緊急治山事業等で箇所数で85カ所、額にしまして約63億3,000万円でもって復旧することといたしておりまして、10月現在で85カ所すべて発注

が終わっております。次に、2)の林道災害でございます。林道災害につきましては、林道施設災害復旧事業等によりまして、市町村において復旧事業を行うことになっております。箇所等につきましては、表の計欄にありますように、箇所数で534カ所、額にしまして約62億7,000万円を復旧することにいたしております。10月末までに発注済みが箇所数で525カ所、額にしまして約59億1,000万円の発注が行われております。発注率で見た場合が箇所数では98.3%、事業費で94.3%となっております。14号災害の復旧につきましては、私ども発注した工事の進行管理やあるいは市町村との十分な連携を図りながら、早期の復旧に今後も努めていきたいと考えております。

次に、2ページをお開き願います。(2)の平成18年の災害状況についてでございます。

1)災害状況の表にありますように、ことしは7月に2回にわたって大雨が来ております。それと台風10号、13号によりまして山地災害、治山施設災害、林道施設災害、これ3つ合わせまして、この表の一番下の右端にありますように箇所数で235カ所、額にしまして約40億8,000万円の被害が発生いたしております。これらの復旧の対応状況につきましては、2)の復旧の対応にありますように、現在それぞれ国との協議や災害査定を進めておりまして、国との手続きが整い次第、早期の発注に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

なお、3ページには、山地災害、治山施設災害、林道施設災害のそれぞれ代表的な災害箇所の写真を添付いたしております。

次に、4ページをお開き願います。2の山地治山事業についてでございます。この事業は、森林の維持造成や災害の復旧・予防対策を通じ

まして災害に強い県土づくりを行う事業でございます。

次に、6ページをお開き願います。3の「水を貯え、災害に強い森林づくり事業」についてでございます。この事業は、今年度から導入いたしております森林環境税を活用いたしまして、長期間放置されております公益保全上重要な森林を対象としまして、広葉樹の植栽あるいは針広混交林の造成等を行いまして、災害に強い森林づくりを行っていかうという事業でございます。

私からの説明は以上でございますが、2の山地治山事業、3の「水を貯え、災害に強い森林づくり事業」の詳細につきましては、それぞれ担当課長の方から説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○坂元自然環境課長 自然環境課でございます。山地治山事業について御説明をいたしたいと思っております。

大変恐れ入りますが、戻っていただきまして資料の4ページをお開きいただきたいと思っております。本事業は、(1)の事業目的にございように、森林の維持造成を通じまして山地災害から県民の生命・財産を守りますとともに、水源涵養機能の高度発揮や、安全で安心できる豊かな生活環境の保全を図ることを目的として実施するものでございます。

次に、(2)の事業概要についてでございます。山地治山事業は、土砂流出防止や水源涵養保安林等を対象に県が実施主体となりまして実施するものでございまして、3)の事業内容にございように6つの事業を実施しているところでございます。これは先ほど部長が説明いたしました災害が発生した年度に緊急的に実施をいたします災害関連緊急治山事業とは別に、

通常事業分として実施するものでございます。本日は、防災対策に関連をいたしました①から④の4つの事業につきまして、右側の事例写真により御説明をいたしたいと思っております。

まず、写真の上段左側の復旧治山事業でございます。この事業は山腹の崩壊や荒廃した溪流などの復旧を行うものでございまして、コンクリートの谷どめ工や植栽工などを実施いたしまして、不安定土砂の流出防止と緑化を図るものでございます。

次に、上段右側の予防治山事業についてでございますが、土砂流出等のおそれがございます溪流等におきまして、コンクリートの床固め工や水路工などを実施いたしまして、溪流の荒廃防止等を図るものでございます。

次に、中段左側の水土保持治山事業でございます。この事業は、土砂流出や落石等の危険がある山地災害危険地におきまして、森林整備や、写真にございますような落石防護さく等のハード事業により総合的に荒廃山地の復旧・予防を図ることによりまして、人家裏山等の危険地対策を行うものでございます。

次に、中段右側の東南海・南海地震防災対策緊急整備事業でございます。近年の地震の多発傾向を背景にいたしまして、平成14年に「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が制定されたことを受けまして、本県では10の市町村、防災対策推進地域に指定されたところでございます。この事業は、17年度から21年度の5カ年間で防災対策推進地域におきまして、人家等への落石、山腹崩壊、土石流、潮害などに対する危険地対策と海岸保安林の機能強化を図るものでございます。

なお、下段に表がございませけれども、この表は、平成17年度の山地治山事業の実績と18年

度の計画でございます。17年度は59カ所の総額約33億円を実施したところでございますが、18年度は68カ所の約30億7,000万円を予定しているところでございます。

自然環境課からは以上でございます。

○金丸森林整備課長 森林整備課でございます。

恐れ入ります。資料の6ページをお開き願います。「水を貯え、災害に強い森林づくり事業」について御説明いたします。この事業につきましては、本年度導入いたしました森林環境税を財源とする事業でございます。本事業は、(1)にございますように、長期間放置された森林のうち、公益保全上重要な森林を対象に森林所有者等と協定を締結し、森林所有者にかわって荒廃林地の復旧や針広混交林への誘導などを行い、水を貯え、災害に強い森林づくりを推進するものでございます。

次に、(2)の事業概要についてであります。予算額は、1)にございますように1億2,415万9,000円、事業期間は平成22年度までの5カ年間、事業主体は県であります。事業内容等につきましては、右側の7ページのフロー図により御説明いたします。まず、上段にございますように、事業の対象となる森林につきましては、水土保持林など公益的機能の高い森林のうち、取水源あるいはダム等の上流域、また人家等の上部森林などを市町村長が住民等の意見を聞いて指定した整備区域を対象に事業を実施することにしております。

具体的には、中段にございますように、①の広葉樹造林等推進事業は、写真にありますように、裸地化し、土砂崩壊等のおそれがある林地を対象として広葉樹の造林を年間10ヘクタール計画したところでございます。また、②の針広

混交林等造成事業では、写真にありますように、長期間放置され、除間伐が実施されていない森林を対象としまして、強度の間伐を年間310ヘクタール計画し、針葉樹と広葉樹から成る針広混交林へ誘導するものでございます。また、③の里山人工林等再生事業では、写真にありますように、人工林に侵入拡大した竹林等を対象として年間40ヘクタールの整備を計画したところでございます。なお、3事業とも事業実施後20年間は皆伐をしないなどの協定締結を条件とすることにしております。

さらに、現在の取り組み状況でございますけれども、3つの事業を合わせて360ヘクタールの森林整備を計画したところでございます。市町村から要望をとりましたところ、500ヘクタールを超える要望がございまして、現在、整備区域を指定し、本年度に実施する箇所を決定するための市町村との協議、事業費の積み上げなどを行っているところでございます。

恐れ入ります。左側のページにまたお戻りいただきまして、最下段の④公益的森林への誘導啓発事業につきましては、保安林の指定を促進するとともに、既に保安林に指定されているものにつきましては、間伐率等の指定施業要件の基準が見直されましたことから指定施業要件を変更して、強度の間伐の実施による複層林への誘導等を行うものでございます。

「水を貯え、災害に強い森林づくり事業」につきましては、以上でございます。

○星原委員長 環境森林部の説明が終わりました。御意見、御質疑等がありましたらどなたからでも結構であります。

○長友委員 6ページの「水を貯え、災害に強い森林づくり事業」ということについてであります。広く県民から税を集めるということに

なりますので、その使途が公平に使われなくてはならないだろうと。一般的に考えるのは、宮崎県の山林全域にこれは使っていかなくちやいけないんじゃないかと思うんですけれども、しかしながら、対象事業となる森林ということに限られてくるということにもなってくるわけですね。したがって、効果のある事業といえますか、そこらあたり不公平にならないような市町村間の調整をやりながらこれは進めていかないと、いろいろ苦情等が出てくるかもしれないという気がするわけでありましてけれども、その辺に関しては厳密にやられていくと思うんですけれども、500ヘクタールという要望があった中で360ヘクタールに一応絞ったと、こういう話がありました。360ヘクタールというのは今年度だけの計画であるのかどうか、そのあたりお伺いしたいと思います。

○金丸森林整備課長 事業面積につきましては、今年度要望をとりましたところ、先ほど御説明いたしましたように500ヘクタールを超えております。その中で特に緊急性を要するものについては今年度実施すると。来年度も事業を予定しておりますので、来年度早々に取り組むところはそちらの方で取り組んでいきたいと。事業の仕組みといたしましては、環境税、5カ年間となっておりますので、5カ年間は森林整備を続けていきたいというふうに考えております。

○長友委員 緊急性の高いところからということでございますので、当然優先順位がつけられていくことと思います。あとは先ほど申しましたように、どなたから見られても公平性が保たれるような事業、また効果のある事業というのをに入れていただければといいと、こういうことを要望しておきたいと思っております。

○星原委員長 ほかにありませんか。

○丸山委員 平成18年の災害のことについてお伺いしたいんですが、私も入郷とかに実際現場を見させていただいて、よく話を聞くと、5～6年復旧にはかかるんじゃないかということでは言われたんですが、私、その後、入郷の方とか入ってないんですが、すべて終わったというふうに思うのは不可能じゃないかと。といいますのは道路がまだでき上がってない、そこまで行ってないとか、現場はいっぱいあったように記憶しているんですが、実際の復興はどれくらいというふうに認識した方がよろしいんでしょうか。

○坂元自然環境課長 17年度の災害につきましては、県下で300カ所の260億円といった被害があったわけでございます。その復旧につきましては、災害関連の緊急治山等で先ほど部長が申し上げましたように63カ所実施するというようにしておるわけなんですけれども、これ以外に17年の緊急治山事業等、それから18年の通常の事業、それから県単事業がございます。こういった事業を総合的に投入をいたしまして、現時点では300カ所のうち144カ所について復旧に着手をいたしておる状況でございます。率的に申し上げますと48%になりますけれども、約半分は着手できたかなというふうに考えておるところでございます。

○丸山委員 その後は通常の治山事業になってしまうというふうに認識してよろしいんでしょうか。

○坂元自然環境課長 そのとおりでございます。先ほど山地治山事業ということで御説明を申し上げましたけれども、この中の復旧治山事業等で復旧を図ってまいりたいと。また、県単事業がございますので、規模の小さいところに

つきましては、県単事業を投入いたしまして現場の復旧に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○丸山委員 制度のことは大体わかっているんですが、災害だと最高3年で、関連をとればもっと長くなると思うんですが、できないから通常になってしまっていると思うんですが、災害とった場合には補助率70%以上が国からここに来ると。今回の一般になると50%、半分になってしまいうということ、本来は災害に伴って崩れたものだから災害復旧というふうに全体にかけた方がいいというふうに私は個人的に思っているんですが、国の制度がそういうふうになっているんですが、災害だからもうちょっと国庫補助なんかを、一般の復旧では50%ですので、それを上増しといいますか、根拠は災害なんですということ、国の方なんかはこの辺の補助率のアップといいますか、そういう協議は今までされたことはないんでしょうか。

○坂元自然環境課長 確かにおっしゃるように、例えば治山事業で申し上げますと、災害関連の緊急治山事業で対応するということになりまして3分の2が国からの補助金をいただけるというような状況でございます。先ほど申し上げましたけれども、災害関連緊急治山事業につきましては、災害が発生した年度に限られておるわけでございます。委員おっしゃいましたけれども、例えば施設災害等につきましては、当年度に何割、次年度に何割といった3カ年間で計画的に復旧していくことになっているわけなんですけれども、この治山事業の場合は、災害関連緊急治山事業につきましては当年度のみということになっておりますので、事後は国の指導も受けまして復旧治山事業、並びにもう一つ水土保持治山事業等がございますけれども、こ

れは10分の5でございますけれども、こちらで対処するしか方法がないというようなことでございます。

○丸山委員 制度上はわかるんですが、災害ということが原因であろうというふうに思っておりますので、何らかの国に対しての要望は今後とも議会としても行動なり、お互い連携を図りながらやっていかないと、全国的に一緒だと思っておりますので、全国的に災害で苦勞している県が非常に多くて、自主財源がない特に宮崎県とかはできる限り国からの補助なりをいただけないと、山を守っていこうと言われても、山を持っている県と山のほとんどない県を一緒の制度ではおかしいということで、ひょっとしたら交付税措置が普通の治山事業であれば加算されているのかもしれませんが、何らかのことをもう少し議論をすべきじゃないかなということで要望させていただきました。

○原田環境森林部次長 災害についてはその辺を少し制度的に見直してもらおうという必要もあるかということで、いろいろ林野庁等とは協議をしているところであります。例えば激甚災、今度受けますけれども、そういった場合は多少恩恵がありますが、それから通常の大災害でも3年で委員が言われるとおり復旧するという方針で、その中でなるべく補助率の高いもので復旧しようということで県としては精いっぱい努力をして国に持ち込むわけです。ただ、査定というのがございまして、その査定の中でいわゆる基準がございまして、それに該当しないと国が判断するものが外されていくと、緊急性という視点で85カ所ですか、そういうことで縛られてきているというのが現実であります。その他については確かに補助率が多少落ちてきますけれども、これは通常の治山事業で今

は精いっぱい努力しながら3年以内にできるだけ復旧するというにしているところであります。ただ、そこについても災害ですから、確かにその辺の補助のもう少し上乘せがあってもいいんじゃないかという視点はあると思いますので、またこれはいろんな要望をしてまいりたいと思っております。

○丸山委員 「水を貯え、自然災害に強い森林づくり事業」についてなんですが、実は条例の中にも森林所有者等にもある程度責務といたしますか、お願いもした経緯もあるものですから、PRするときに、こういった事業があるときに、森林所有者にも防災条例の方でしっかりと維持管理をしてほしいということもうたわれているんですというようなこともぜひやっていただきたいというふうに思っているのです。その辺の取り扱い、この条例ができて今後の動きとしては環境森林部として何か考えていらっしゃるものがあればお伺いしたいと思うんですが。

○税所環境森林部長 森林環境税を今年度から導入させてもらいまして、私どもの方で18年度執行できる額は約1億7,000万弱になっておりますが、その中で特にハード事業の方、大体1億7,000万弱の75%をハード事業に入れるようにしております。残り25%はボランティア活動、要するに県民総参加の森づくりというそういう契機になるようにボランティアへの支援とか、あるいはそういう方々への苗木の提供とか、そういうのに25%を使うようにしております。正直申しまして私自身は、ハード事業で針広混交林造成事業とか広葉樹造林等推進事業、310ヘクタールあるいは10ヘクタールというようなものについて森林所有者の方が理解してもらえかなというのを非常に心配しておりました。とこ

ろが、いろいろ市町村を通じて要望をとってみますと、広葉樹造林等につきましても、18年度10ヘクタールを計画していたものが80ヘクタールぐらいこっちの方の事業を導入してもいいというような形で、私、正直言って非常にうれしいといえますか、こういう森林所有者の理解があるんだなということを経験して、この事業を通じて感じたところがございます。あわせて、ことしの4月から「水と緑の森林づくり条例」も施行いたしておりますので、この辺につきましても、やはり森林所有者の御理解をいただくと。厳しく責務というような言い方は今、森林所有者には酷な面もあるかなと。もう少し材価等でもよくなってくれば応分の責任を果たしてくださいということも言えるんでしょうけれども、とにかく今の段階はやはり御理解をいただくというような動きを私どもやるべきじゃないかなというふうに思っているところがございます。そういう意味では、今後とも一生懸命いろんな啓発活動等にも取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○野辺委員 広葉樹造林等推進事業ですが、これは植栽から育林までやるということになるのでしょうか。

○金丸森林整備課長 下刈りが上がるまでといえますか、下草が影響しなくなるまで下刈りをする予定にしております。ちなみに、森林整備事業で6年間見ておりますので、6年間は整備をしていきたいというふうに考えております。

○野辺委員 そうなると、採択基準で逆に伐採後3年間わざと放置してそういう事業に乗せてもらうということは出てこないのでしょうか。

○金丸森林整備課長 そのようなことも想定できます。ただ、広い面積、切られた場合、全部

を植林するというわけじゃなくて、例えば道路の直近の上の部分とか、そういうところに限定して植林するような指導をしていきたいというふうに考えています。残りにつきましては、何とか所有者の方でこれを契機に再造林を考えられるとか、そのようなお願い等もしてまいりたいというふうに考えております。

○野辺委員 これは伐採制限ということで、実施後、皆伐の禁止ということになっていますが、いわば保安林みたいな考え方でずっと切られないということなのか、伐採できないということになるんですか。

○金丸森林整備課長 基本的には広葉樹造林を実施する山につきましては、伐採して、その後、山が安定しないとか、そういうような状況のところですので、私どもで造林しました事業につきましては、当然広葉樹でも除伐はありますので、除伐してその後、遠い将来になりますけれども、択伐的な施業をお願いするというふうに考えております。

○野辺委員 もう1点、山地災害で17年度の災害については100%発注済みということになっていますが、これは事業費から見ると、1カ所1億円以上という箇所がかなり多いと思うんですが、工事の工期が一番長いやつでいつまでになっているのでしょうか。18年10月に発注したやつが仮にあったとすれば、19年度の災害シーズンを超えた工期ということにはなっていないのでしょうか。

○坂元自然環境課長 工期の話でございますけれども、確かに10月末に発注したのもございます。標準工期をとりますと確かに足りないところもあろうかなというふうに思うんですけれども、これは年度内の事業でございますので、年度内で一応工期は切る予定にしております。

ただ、いろんな状況等でどうしても工期内に完成ができないといった場合には、予算を繰り越しをいたしまして実行することにいたしております。その場合には若干次年度にかかるかなというふうに考えておるところでございます。

○野辺委員 ということは、19年度の災害シーズンというか、台風等、いずれは完全に完成するという、繰り越しになっても完成するということですね。

○原田環境森林部次長 多少修正ですが、工期的には年度内にやれるという形になっております。ただ、もしこれから先、自然災害等が、やむを得ない事情が発生したときは、今、課長が言いましたように事故繰りというのがあり得るんですが、今のところ、年度内に完成するという工期で設定してあります。

○井上委員 災害に強い森林づくりをすることは大変重要だというふうに思っているんですが、荒廃林地、それは宮崎県内での把握はしっかりされているのか。宮崎県内のどのくらいを占めているのか、それをお聞かせいただきたいと思います。

○金丸森林整備課長 古いデータになりますけれども、15年度末現在で3年以上植栽されていないところが1,400ヘクタールあるというふうになっております。

○税所環境森林部長 井上委員の御質問、要するに、切った後が放置されてあるという森林面積でよろしいでしょうか。14年度末で1,432ヘクタールで、ただしこれは1ヘクタール以上の面積のあるところという数字は把握しております。近々把握できるかと思っておりますが、今年度その調査を現在かけておまして、まだ数字そのものは完全に出ていませんが、多分幾らかふえているかなという認識は持っております。

○横田副委員長 6ページの里山人工林等再生事業に関してですけど、実は私は先日、佐土原の地域づくり協議会の視察ということで大分県の竹田市に行ってきました。大分県の竹田市も里山が竹に侵入されて荒れてきて困ってらしたんですけど、その竹を利用してまちづくりしようということで「竹楽」の事業に取り組んでおられます。これは、竹を切ってきて、それを30センチとか1メートルぐらいの長さに斜めに切って、そこにろうそくを立てられるんです。竹灯籠をつくって、道に2万本ぐらいずらっと並べて一斉に火をつけられるらしいんです。非常に幻想的な光で、今それを見るために観光客が10万人以上来られるそうです。たしか11月の第3金土日だったと思いますので、もう少ししたらあるんじゃないかと思っておりますけど、私も選挙の準備がなかったら行きたいんですけど、ちょっと行けそうにないけど、「竹楽」が終わったら、その竹は竹炭にしてまた再利用するという事らしいです。これで一番素晴らしいことは、その事業に対して地元の人が3,000人以上何らかの形でかかわっておられるということらしいんです。里山の保全とか再生も行政がするのはもちろん大事かもしれませんが、できるだけ地元の人を力を使いながらやれたら素晴らしいなと思って帰ってきました。知恵を出せばいろんなやり方があるんだなというふうに思って感心をしたところなんですけど、そこあたりはどのようにお考えでしょうか。

○金丸森林整備課長 竹林につきましては、竹を切りますけれども、翌年やっぱり少し生えてきます。また翌年も手を入れないといけないということになっております。市町村の方あるいは森林組合がよく森林所有者と関係を持っているんですけども、ボランティアあたりを次年

度は使うことはできないか、その辺も検討しながら事業を実施する環境を整えてくださいというようお願いしております、そんなことでボランティアあるいは普通の地区の住民の方あるいは地区外の方あたりも竹林に入り込んで、森林と親しむということになるかどうかわかりませんが、そんな形で活用を考えるとところです。

○税所環境森林部長 今、森林整備課長が話しましたように、山の造成という視点から、今、御説明したようなことを検討していきたいということですが、横田副委員長のおっしゃる竹の活用という意味かなと思いますが、今、県内では竹炭を幾らかやっておりますが、ほかはこれといった形での利用はされていないのが現状かなと思います。そういう意味では今の竹田市のお話というのは、これは行政でそれをすべてというわけにはいかんだろうと思いますけど、いろいろその地域の方々での利活用といいますか、そういうことも含めて今後の課題にさせていただければというふうに考えております。

○由利委員 山地治山事業のところ④の東南海・南海地震防災対策緊急治山事業、4億円ということですが、この事業と他の治山事業、いわゆる事業認定するときの仕分けはどうなっているのか。この写真を見せていただくと、民家のすぐ裏山というか、がけを東南海・南海地震のやつでやっているみたいですが、明確に仕分けする際の基準というか、違いがあるんですか。

○坂元自然環境課長 基本的には東南海の地震対策事業につきましては、海岸線の方の市町村、10市町村で実施することにしておるわけなんですけれども、中身につきましては、災害の危険地対策であるとか、海岸保安林の機能強化

を図るといった観点から、人家等の落石、崩壊、土石流、潮害対策、このあたりを実施するというようになっておるところでございます。委員おっしゃるように、どちらかといえば海岸防災林であるとか、落石、崩壊、こういったところが中心になるかというふうに考えておるところでございます。

○徳重委員 課長が今おっしゃったんですけれども、落石防止ということから考えますときに、実は内陸部というんですか、都城から志布志に行く道路、日南に行く道路にしても非常に危険な道路があるんです。落石があって人も亡くなったことが2回ぐらいあると思っておりますが、そういったことで地震で落石というのは当然考えられる、こう思われるんですね。海岸線だけじゃなくて内陸部の方も地震対策の事業の中に入れて調査してほしいなど、こう思いますが、いかがでしょうか。

○坂元自然環境課長 市町村による推進地域の指定のお話かなというふうに承っておるわけでございますけれども、基本的に中央防災会議の中で推進地域の指定基準というのが定められておるわけでございますけれども、これによりますと、先ほど申し上げましたが、震度6弱以上となる地域ということで、これが1つあるかと思っております。もう一つは、沿岸地域で3メートル以上、地上2メートル以上の津波が来襲し、堤防が不十分などの地域ということになっております。このところの基準を考えますと、やっぱり沿岸地域の市町村が主体となろうかなというふうに考えておるところでございます。それ以外の地域につきましては、復旧治山事業であるとか、予防治山事業とか、こういった事業で対応してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○内村委員 6ページの森林環境税使途事業ということで、今、都城では、私どももずっと入っているんですが、「どんぐり1000年の森」というグループがあります。約10年近く木を植えてきているんですが、1号林からは水が既にわき出しております。これはほとんど国有林を借り受けてすべてボランティアで行っているんですが、後は森林組合への下刈り、伐採とかずっとお願いしながら植えてきたところなんです。こういう民間団体がすべてボランティアでやっているところへの助成とか、この事業は民間の山へ植えるということですが、そういうところのリンクとか助成制度というのはどんなになっているか、お尋ねします。

○坂元自然環境課長 ボランティアによる森林づくりのお話かなというふうに向っておるところでございますけれども、環境税事業の中で森林づくり事業について助成をするということで現在取り組んでおるところでございます。予算的には年間約600万程度あるわけございまして、この事業の中でボランティアの方々が中心になって森林づくり、例えば植栽とか下刈りとかそういった事業を行う場合には、100万円を限度にその75%を助成しようということで取り組んでおるところでございます。ただ、この事業につきましては、いろいろ詳細な基準を設けておりまして、安定的に収入が確保されている団体等についてはその審査の過程の中で無理じゃないかなということで除外をさせていただいているところがございます。そういう状況でございます。

○内村委員 今、国有林に植えているところなんです。民間にも植えようとしたときのリンクとか指導はどんなになっていくのか。この事業は民間の荒れた、放置の山に植える事業と

いうことで説明を受けたところですが。

○税所環境森林部長 ボランティア活動で植栽地が民有地でなきゃだめなのかというお尋ねかと思いますが、基本的には植栽場所が国有地であろうと民有林であろうと、そこは問いません。ただ、私どもボランティア活動の底辺を広げていきたいというような趣旨もあるものから、先ほど課長が説明したのは、安定的に収入を確保できているところは優先順位は少し落ちてきますよという趣旨のことを申し上げます。植栽箇所については問いません。

○水間委員 1点だけ、災害復旧に係る要件、例えば高さ、幅、あるいはどのくらいの立米で落ちた場合に金額的にどんなものが、確認したいんですが、どうなれば災害復旧に係る要件に入るのか。

○坂元自然環境課長 災害復旧事業の採択要件のお話かというふうに向っております。国の補助事業で実施をいたします、例えば先ほど申し上げました災害関連緊急治山事業、これは丸山委員の方からもお話ございまして、若干補足しようかというふうに向っておるところでございますけれども、例えば採択基準から申し上げますと、下流域に人家が10戸以上ということですから、道路とか、その他いろんな公民館とか公共施設、そういったところがあって、そういうところに被害を及ぼすおそれがある箇所ということございまして、それに加えて、1カ所の事業費が600万円以上といったこともございます。これは災害関連の緊急治山事業ということございまして、ほかの先ほどから説明をいたしました復旧治山事業であるとか予防治山事業につきましても、そういった基準が設けられておりまして、特に復旧治山事業につきましては、1施行箇所の全体事業費

が7,000万円以上であるとか、こういうふうには非常に大きな金額の大きな災害の箇所、こういったところが対象になるというようなことでございます。

○水間委員 わかりました。それは大きなやつですよね。ただ、林地あるいは裏山が、農政で言えば40万円以下の分については災害にならないとかいう面があるんです。裏山が少し崩れたけれども、災害にもかからない、自分でやりなさいというような……。田んぼは砂で押し流されている。そこも自分でやらなきゃならないとか、ある意味で軽微なそういう災害復旧についてはどんなふうを考えているのかということをお聞きしたかったけれども、時間ですから、後、資料で見せていただけますか。

○坂元自然環境課長 ただいま軽微な災害についてといったお話でございますけれども、その分についてはできるだけ、先ほど国の基準を申し上げますけれども、県単事業も準備をいたしているところでございます。規模の小さいものについてはそういった県単事業等でカバーをしてみたいというふうに考えておるところでございます。

○原田環境森林部次長 おっしゃるとおりでありまして、全部がすぐえるわけではないわけです。国の採択基準、県単の採択基準、それから漏れるものについて整理をいたしまして、また資料として提出させていただきたいと思っております。

○坂元自然環境課長 申しわけございません。1点だけ補足をさせていただきたいと思っております。先ほど徳重委員の方から東南海の地震対策の地域のお話があったかというふうに考えておりますけれども、この件につきましては、本県では、先ほど申し上げましたけれども、10市町

村の中でしか実施ができないということでございますので、御理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○星原委員長 質疑等もないようでありますので、以上で環境森林部の概要説明を終わります。ありがとうございました。環境森林部の皆様は退席していただいて結構であります。

暫時休憩をいたします。

午後0時10分休憩

午後0時10分再開

○星原委員長 委員会を再開いたします。

委員協議を行います。まず、(1)の今後の委員会についてであります。資料1をごらんいただきたいと思っております。1の委員会開催予定であります。今後の委員会の開催予定日及び内容について掲載をいたしております。本日の委員会の後、執行部等から説明を聴取できるのは、11月定例会中の委員会、12月15日(金曜日)を予定しております。及び1月下旬の閉会中の委員会、1月24日(水曜日)の予定の2回かと考えております。また、委員会報告書については、1月下旬の閉会中の委員会で骨子案の協議を行い、その後、2月定例会中の委員会において委員会報告書の確認及び委員長報告の協議をお願いすることとなります。2には、参考までにこれまでの委員会の審議内容を掲載しております。これらを踏まえまして、次回委員会への資料要求等、今後の委員会について委員の皆様から御意見がございましたらお願いをいたしたいと思います。御意見ありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員 それでは、正副委員長の方で協議をいたしまして後は進めてまいりたいと思

ます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 では、そのようにさせていただきます。

次に、(2)「パブリックコメントに対する委員会の考え方」の県議会ホームページへの掲載についてであります。資料2をごらんください。パブリックコメントの結果についてはこれまでの委員会で皆様に御説明をいたしましたところではありますが、その際、一部の記述につきまして御意見をいただいたところでもあります。これらにつきましては、その際の委員協議の中で御決定いただきましたとおり、正副委員長で協議して修正を行い、現在、議会ホームページに掲載しているところではありますが、前回の委員会が竜巻被害の調査であった関係等から皆様に御報告しておりませんでしたので、修正箇所のみについて書記から説明をいたさせます。

○矢野書記 資料2をごらんください。資料2の3枚目の10というところにつきまして、国の防災計画につきまして、風水害に強い土地利用については都市計画法施行令で定められているのでこの条例について定めないというような以前は記述をしていたわけですが、県民の責務、みずから生活する地域における過去の被災状況を調べることとか、建築する区域の災害の危険性の調査を県民、事業者みずからがやるということを条例の中で書いているので、そこまで記述したらどうかという御意見をいただいておりますので、その旨を10番で記述をさせていただきます。

続きまして、4枚目の14ですが、県は条例を作成して市町村に対して定期的な監察と横断的な評価をすべきだという御意見をいただいたときに、これについてこの条例をもとに監察、評

価はできないというところで説明を終わっていたんですが、これではなかなか議会の思いというのが伝わらないので、もう少し丁寧な言い方をというようなことでありましたので、本条例をもとに市町村へは防災対策のなお一層の充実強化をお願いし、県当局には市町村間の総合調整、市町村との連携を行っていただくことをお願いすると。県議会としても、県、市町村に対して防災対策の着実な遂行を求めていくとともに、その検証をしていく、もしくは政策提言を行っていくこととしているということをつけ足しております。

修正箇所は以上でございます。

○星原委員長 ただいま書記から説明をいたしましたとおり修正を行っておりますので、御了承いただきたいと存じます。

最後に、その他で何かございませんか。

○丸山委員 最後の方でも書記の説明があったんですが、今後県議会としても、ただ条例をつくっただけじゃなくて、市町村の方にもしっかりとした条例なり防災に対する意識を持っていただくには、何らかのPRということも兼ねてパンフレット等を、予算的にどうなのかと私も疑問なんですけれども、パンフレット等の作成なり、もう少し広報をしっかりとやった方がいいんじゃないかというふうに思っているんですけれども、よろしくお祈いします。

○星原委員長 今の丸山委員からありました意見についてであります。できれば次回の委員会の中で再度提案いただきまして、その中で協議をさせていただくと。今出ましたので、それぞれ委員の皆さんが考えておいていただいて、何かいい方法等があればその折に協議をいただくということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 なければ、以上で本日の委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午後0時15分閉会